

高津川河川整備アドバイザー会議 規約（改正案）

（名称）

第1条 本会の名称は、高津川河川整備アドバイザー会議（以下、「会議」と称する。

（目的）

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「高津川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、「整備計画」）に基づき実施している事業の進捗状況、流域の社会情勢の変化、地域の意向及び河川整備に関する新たな視点等について意見を聴く場として設置するものである。

2. 整備計画の変更を行う場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聴く場とする。

~~3. 整備計画の変更に伴い事業評価が実施される場合は、再評価の対象事業の評価を行い、意見を聴く場とする。~~

3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

（組織等）

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員は別表に掲げる委員で構成する。

（委員長）

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。

3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が事前に指名する者が委員長の職務を代行する。

（会議の招集）

第5条 会議は、委員長が招集する。

2. 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3. 委員の代理出席は原則として認めない。

4. 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公開）

第6条 会議は原則公開とするが、公開方法等については会議で定める。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

（事務局）

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所に置く。

2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

(附則)

この規約は平成29年 9月21日から施行する。

令和 4年11月 1日に一部を改正する。

(別 表)

高津川河川整備アドバイザー会議 委員名簿

氏 名	職 名	専門分野
いがらし 五十嵐 しげお 重夫	益田市立雪舟の郷記念館 館長	地域文化・文化財
いしい 石井 まさゆき 将幸	島根大学学術研究院 准教授	関係水利
いのうえ 井上 まさひと 雅仁	島根県立三瓶自然館 学芸課長	植物
ささき 佐々木 たかし 隆志	NPO 法人アンダンテ 21 理事	河川利用・地域活性化
たばら 田原 おさむ 修	高津川・安全で安心できる地域づくりの会 会長	地域代表者
たばら 田原 ひろし 博	(財) 日本野鳥の会 島根県支部 支部長	鳥類
なかむら 中村 みきお 幹雄	元島根県内水面水産試験場 場長	関係漁業・魚類
ひろせ 広瀬 のぞむ 望	松江工業高等専門学校 教授	土木工学
ふじわら 藤原 まさこ 真砂	島根県立大学 名誉教授	経済・事業評価

(敬称略 五十音順)